

幼児教育無償化の概要と支援の充実

資料3

令和元年度 第2回 日野市子ども・子育て支援会議

【子ども・子育て支援法一部改正 (R1.5.17公布)】

<概要>

- 基本理念に「子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする」旨が追加。
- 子育てのための施設等利用給付の創設
 - ・3～5歳までの子どもと、0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用料が無償化。
 - ・財源負担 国1/2、都1/4、市1/4

【東京都の新たな支援】

保育所等利用多子世帯負担軽減事業 (R1.10.1～)

<概要>

これまでの多子カウントの年齢制限を撤廃（生計同一の最年長者からカウントする）することで、無償化の対象とならない0～2歳の課税世帯の子どもの利用者負担が軽減。

無償化の概要 (国制度)

施設類型	無償の範囲
認可保育所、地域型保育、認定こども園、幼稚園 (新制度)	所得に応じて支払っていた保育料が無償化 ※給食費は保護者負担
幼稚園 (新制度未移行)	月額25,700円まで無償化 ※給食費は保護者負担
幼稚園の預かり保育	幼稚園の利用に加え月額11,300円まで無償化
認証保育所、認可外保育施設、ファミサポ、病児保育、一時預かり	月額37,000円まで無償化 ※上限内で複数施設利用可



月額
4,500円

0～2歳の
非課税世帯も対象



【保育所の給食費】

- 給食費は保護者負担が原則だが...
- 主食費相当は従来の補助を継続し、保護者負担なし
 - 年収360万円未満世帯+全世帯の第3子の副食費を免除
 - 副食費が現在の保育料を上回る場合の差額補助を実施

【保護者補助金等の充実】

- 認証保育所の補助を充実 (国+都)
国の無償化対象者は、3-5歳は月額57,000円、0-2歳非課税世帯は67,000円まで無償化 (保育の必要性要する)
- 認証保育所、家庭的保育に加え、新たに認可外保育施設も補助対象に
- 私立幼稚園の保護者補助金を継続

【関連例規の整備】

- 利用者負担額条例
 - ・3歳以上の保育料の別表を削除し、0円と規定
 - ・多子世帯負担軽減に関する事項を明記
 - ・市立保育園の副食費4,500円徴収を明記
- 運営に関する基準を定める条例
 - ・一般原則に経済的な負担の軽減の旨を追加
 - ・特定子ども・子育て支援施設を追加

【多子区分の変更】

- 多子カウントの年齢制限を撤廃
→0～2歳課税世帯 (無償化対象外) の利用者負担が軽減
- 認証保育所の多子カウントの年齢制限を撤廃

【基本的な考え方】

- 国・都の制度を活用
- 現状の水準を維持+α
- 低所得世帯への配慮